

幼稚園教諭免許状取得の特例制度（附則第18項）による必要書類等について

1 必要単位

| 免許状の種類 | | 一種 | 二種 |
|---------------------------------|--|-----|----|
| 科目 | 各科目に含めることが必要な事項 | 単位数 | |
| 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 保育内容の指導法 | 2 | 2 |
| 道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理解及び方法 | 1 | 1 |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） | 2 | 2 |
| | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）※ | 2 | 2 |
| | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | 1 | 1 |
| 合計 | | 8 | 8 |

（※）日本国憲法（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるようにすること。

・短期大学で修得した単位は一種免許状の申請には使用できません。

2 必要な実務経験

基礎資格取得後の次の学校・施設での良好な成績での通算3年以上（勤務時間合計が4320時間以上）の実務経験に限る。

- ①幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）での専ら幼児の保育に従事する職員としての実務経験
- ②次の施設等で保育士としての実務経験
 - (1)認可保育所 (2)認定こども園 (3)公立の認可外保育施設 (4)幼稚園併設型認可外保育施設
 - (5)へき地保育所 (6)認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たすもの）
 - (7)*「地域型保育事業」として認可された小規模保育事業の施設（A型及びB型に限る。）
 - (8)*「地域型保育事業」として認可された事業所内保育事業の施設（利用定員が6名以上に限る。）

*印の施設は平成27年4月1日以降から適用。

3 必要申請書類

★印の書類はホームページからダウンロードできます。申請は窓口受付のみです

※「原本」と「写し」と記載されているものは、原本とそのコピーしたものの両方をお持ちください。

| | 書類名 | 備考 |
|----|---|--|
| 1 | 教育職員検定申請書 ★ | |
| 2 | 一種の場合：大学の卒業証明書 二種の場合：短期大学又は高等学校の卒業証明書 | ※「卒業証書」は不可。 ※専門学校・各種学校の卒業証明書は不可。 |
| 3 | 申請日時点での現職保育士等：人物・身体検定に関する証明書 ★ 申請日時点での現職以外：身体に関する証明書 ★ | 人物・身体証明：3か月以内のもの 身体証明：1年以内のもの |
| 4 | 実務に関する証明書 ★ | |
| 5 | 認可外保育施設が交付されている「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の写しに、当該認可外保育施設の設置者が原本証明したもの | 「認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設」において勤務した期間がある方のみ |
| 6 | 学力に関する証明書〔請求先：単位を修得した大学〕 | 成績証明書は不可 |
| 7 | 人物検定に係る確認書 | 現職保育士等は不要 |
| 8 | 保育士証の「原本」と「写し」 | |
| 9 | 所持する全ての教員免許状のコピー ※紛失している場合は授与証明書の原本 | すでに教員免許状をお持ちの方のみ |
| 10 | 戸籍抄本又は戸籍謄本〔請求先：本籍地所在の市町村役所〕 戸籍抄本・謄本等は、2～9までの書類に記載されている氏名・本籍地都道府県名の戸籍から、現在の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものが必要です。 | 6か月以内のもの 申請時の氏名・本籍地と、各提出書類に記載されている氏名・本籍地が異なる場合のみ。 |
| 11 | 郵便切手 530円 | 免許状送付用 |
| 12 | 手数料 5,600円（免許状1件につき） | 申請にかかる手数料です。書類審査の後、納付窓口にて現金またはキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）の支払方法により納付していただきます。 |

4. 注意

- ・本特例は、令和12年(2030年)3月31日までの期間に限り、申請ができます。
- ・本特例を使って取得した教員免許が失効してしまった場合、令和12年(2030年)4月以降は同じ規定で再申請できません。